

制定 21 水管第 369 号
平成 21 年 5 月 25 日
改正 23 水管第 1223 号
平成 23 年 8 月 22 日

輸入注意事項 12 第 28 号の 2 の (4) の確認書の発行について

水産庁長官

平成 12 年 4 月 17 日付け輸入注意事項 12 第 28 号（めろを輸入する場合の確認について）の 2 の (4) の「CCAMLR の IUU 船対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」の発行は、下記により行います。

記

1. 申請受付

原則として、毎週火曜日の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から 3 時までとします。

2. 提出先

農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課

3. 提出書類

(1) 別紙様式による確認書発行申請書

(2) 次の①又は②に掲げる書類

① めろ輸出証明書

めろを輸出した国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府職員が認証したものの原本 1 通

② めろ再輸出証明書

陸揚げした国又は地域からの輸出後に経由する国又は地域（以下「経由国等」という。）が存する場合は、最終経由国等の政府職員等が認証したものの原本 1 通

- (注) 1 我が国がめろの陸揚げをする寄港国となる場合にあっては、上記①又は②に掲げる書類の提出に代えて、陸揚げ確認欄に水産庁による確認がなされためろ漁獲証明書を提出すること。
- 2 めろ輸出証明書、めろ再輸出証明書及びめろ漁獲証明書については、CCAMLR が認めた制度に基づき発行されたものに代えることができる。
- 3 CCAMLR の電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録によりめろ輸出証明書又はめろ再輸出証明書が作成されている場合にあっては、当該

証明書の文書番号 (Catch Document No.) 及び輸出番号 ((Original)Export code) を確認書発行申請書に記入することにより、上記①又は②に掲げる書類の提出に代えることができる。

4. 発行の基準

提出された申請書類により、南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR) の保存措置に基づくIUU船対策に反しない貨物であると認められる場合に確認書を発行します。

5. 確認書の発行

水産庁漁業調整課において審査を行い、原則として申請を受付けた当該週の木曜日に確認書を交付します。

6. CCAMLRのIUU船リスト

CCAMLRのIUU船リストに掲載された漁船名を確認したい場合は、水産庁漁業調整課指定漁業第2班 (TEL03-3502-8111内線6704) までお問い合わせ下さい。

附 則

- 1 この通知は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 「輸入注意事項17第6号の2の(4)の確認書の発行について」(平成17年3月4日付け16水管第3385号水産庁長官通知) は、平成21年5月31日限りで廃止する。

附則 (平成23年8月22日付け23水管第1225号)

- 1 この通知による改正は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 平成23年8月31日までに水産庁遠洋課長宛てに提出された申請書については、平成23年9月1日以降は水産庁漁業調整課長宛てに提出されたものとみなす。

(別紙様式)

CCAMLRのIUU船対策に係る確認書発行申請書

水産庁漁業調整課長 殿

申請者名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
記名押印 _____
又は署名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

別添の事前確認申請を行う貨物について、CCAMLRのIUU船対策に反しない貨物であることを証する確認書の発行を申請します。

記

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	数量	単価	原産地	金額
		kg		船積地域 (船積港)	

II その他

漁獲証明書番号 (Catch Document No.)	輸出番号 ((Original) Export code)	漁獲した漁船	
		船名	船籍

上記の貨物は、CCAMLRのIUU船対策に反しない貨物であることを確認する。

水産庁漁業調整課長 (確認印)

(申請書の記載要領)

I. 「輸入の内容」欄：

経済産業省貿易経済協力局輸入注意事項「めろを輸入する場合の確認について」の申請書に準じて記載すること。

II. 「その他」欄：

「漁獲した漁船」の船名については、原則としてアルファベットで記載すること。船籍については、漁船の国籍を記載すること。

「輸出番号 ((Original)Export code)」については、電子漁獲証明制度による申請の場合のみ記載すること。